

栃木市都市計画マスタープラン (改訂版)

“自然”“歴史”“文化”が息づく
多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり



平成28年3月
栃木市

はじめに



平成22年3月の栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町による合併と、平成23年10月の西方町との合併、さらに、平成26年4月の岩舟町との合併により、当初の目標でありました全ての市町が一つとなり、人口約16万人、面積331.5k㎡の新しい栃木市が誕生しました。

この間、本市のまちづくりの基本理念、基本原則を定めた栃木市自治基本条例の制定や市政運営の指針となる栃木市総合計画の策定をし、市民協働のまちづくりを進めるとともに、更なる地域のまちづくりを推進するため、地域づくり推進条例に基づく新たな地域自治制度を導入し、地域と行政が連携を図り、地域の声や地域の特性、資源が活かされるまちづくりに取り組んでまいりました。

今般、平成26年度に改訂した栃木市総合計画との整合を図るため、現行の都市計画マスタープランを基本とし、岩舟地域との編成により追加・変更が必要となる箇所を中心に、栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）の策定を行いました。

これからのまちづくりにおいて、最も大きな課題となるのが、高齢化や少子化の進展、市外への人口流出などによる人口減少、活力の低下であり、これらの課題に対応するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティ化）への転換や定住人口の維持・増加などの対策が求められております。

そこで、栃木市は、これらの課題に対応するため、各地域の個性を活かした魅力のある地域づくりと地域住民や地域への来訪者が、快適に心地よく定住し、滞在できる地域づくりの実現に向け、市民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、多大なご協力をいただきました皆様に感謝を申し上げますとともに、市民の皆様には、新しい栃木市発展のため、これまで以上のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成28年3月

栃木市長 鈴木俊美

第1章	計画の目的と内容	
	1. 計画の目的	1
	2. 計画の内容	2
第2章	まちづくりの総合的課題と目指すべき方向性	
	1. 新しい栃木市の総合的・一体的なまちづくり	3
	2. 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり	3
	3. 都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり	4
	4. 共に考え行動する協働・連携のまちづくり	4
第3章	将来都市像等	
	1. 将来都市像	5
	2. まちづくりの基本理念	6
	3. まちづくりの目標	8
	4. 将来都市構造	10
	5. 将来人口フレーム	15
第4章	全体構想	
	1. 土地利用	17
	2. 交通体系	21
	3. 都市施設	24
	4. 市街地整備	28
	5. 都市防災	32
	6. 都市景観	34
	7. 都市環境	37
第5章	地域別構想	
	地域別構想について	39
	1. 栃木地域	42
	2. 大平地域	54
	3. 藤岡地域	65
	4. 都賀地域	76
	5. 西方地域	86
	6. 岩舟地域	96
第6章	実現方策	
	実現方策について	107
	1. 栃木地域	108
	2. 大平地域	112
	3. 藤岡地域	116
	4. 都賀地域	119
	5. 西方地域	122
	6. 岩舟地域	125
	7. 地域連携プロジェクト	128
第7章	実現に向けた課題	
	1. 都市計画上の課題	132
	2. 都市計画マスタープラン運用に当たっての課題	139
参考資料		
	1. 策定体制・経緯	141
	2. 栃木市の現況	148
	3. 市民アンケート調査結果の概要	160

第 1 章

計画の目的と内容

1. 計画の目的
2. 計画の内容

第1章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1) 栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）策定の背景と目的

栃木市は、平成22年3月末に旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町が合併、さらに平成23年10月に旧西方町と合併し、新生・栃木市として、まちづくりを進めてきましたが、平成26年4月の旧岩舟町との合併により旧1市5町の新しい栃木市のまちづくり計画が必要となりました。

このため、合併後の都市計画の枠組みの再構築を図るとともに、将来のあるべき都市像を描きながら、施策・事業等を推進する上での指針となる『栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）』を策定します。

なお、策定に当たっては『栃木市総合計画（改訂版）』等との整合を図り、将来像や基本理念等を十分に反映させるとともに、実効性のある計画とすることを目指します。

(2) 都市計画マスタープランについて

『栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）』は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、『栃木市総合計画（改訂版）』に即し、県が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』を踏まえて策定します。（本市は栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域が「小山栃木都市計画区域」に、西方地域が「西方都市計画区域」に属します。）

都市計画マスタープランは、主に、次のような3つの役割を担っています。

- 市と住民が、地域の特性や課題を踏まえ、互いに意見交換しながら、都市計画が目指す将来像を具体的に示します。
- 具体的な将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を深め、参加と協力による協働のまちづくりを進めるための共通認識を確立します。
- 将来像という大きな目標を達成するために、個別の都市計画がどのような役割を果たし、どう関連するのかをわかりやすく示します。

都市計画マスタープランでは、上位計画である『栃木市総合計画（改訂版）』のうち、都市計画に関する分野を対象とします。

都市計画の分野とは、主に次の4つに関する施策を言います。

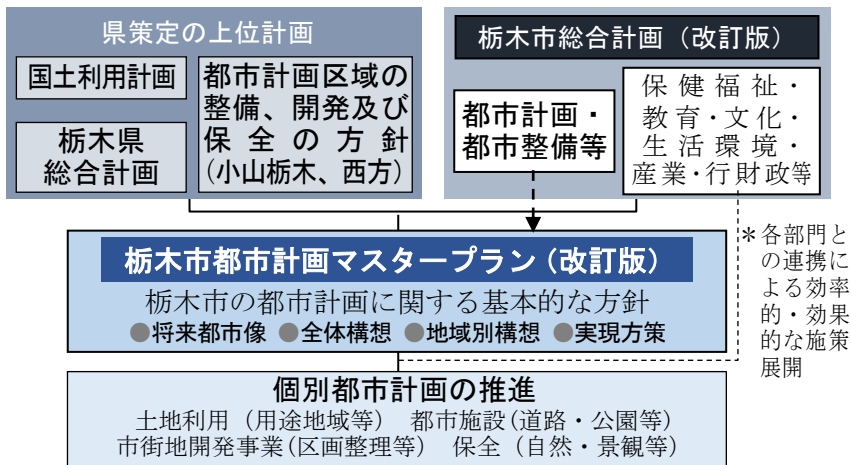
- 「土地利用」市街化区域、用途地域等の土地利用に関するもの
- 「都市施設」道路、公園・緑地等の整備に関する計画・手続きと実際の施行に関するもの
- 「市街地開発事業」土地区画整理事業、工業団地造成事業等の面的な開発事業に関するもの
- 「保全」農地・樹林地・河川・景観等の保全に関するもの

(3) 計画の位置づけ

『栃木市総合計画（改訂版）』の「基本構想」においては、今後10年間（平成25～34年）の将来像を定め、その実現に向けた基本方針を政策として明らかにしています。

都市計画マスタープランは、概ね20年の長期的な目標期間を設定します。これは、都市計画に関わる事業が、実現までに長期間を必要とするものが多く、これらを計画・実施していく上で基調とするべき、本市のまちづくりにおける長期的な基本理念・基本方針です。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



2. 計画の内容

(1) 対象期間

基準年次：平成25年

目標年次：平成45年（対象期間：20年）

平成26年～平成45年の20年間と設定し、施策・事業の推進においては、**短期（1～5年）・中期（6～10年）・長期（11～20年）**を適宜設定します。

なお、20年という期間においては、本市の都市政策を取り巻く状況によるまちづくり潮流の変化が想定されることから、**概ね10年ごとの期間**を目安に計画の見直しを行います。

(2) 対象区域

都市計画区域（行政区域）：331.50km²〔市街化区域：33.717km²〕（H27.4.1現在）

(3) 計画の構成

《全体構想》、《地域別構想》による構成とします。

計画策定においては市民意向等の反映を図り、より実効性の高い内容とします。

【計画の構成】

